

令和 7 年度運輸安全マネジメントに関する取り組み

1. 安全方針

≪輸送の安全確保が最優先≫

私たちは、常に法令等を遵守し、お客様を「安全・確実・快適」に目的地まで輸送することを使命とし、職員が一丸となって安全運行に取り組めます。

1. 輸送の安全に関する法令及び規程を遵守します
2. 運転技術及び接客接遇の向上を図り、安全安心な輸送に努めます
3. 様々な場面において、乗客の安全確保を最優先に行動します
4. 輸送の安全を確保するため、指導教育を実施し、安全に関する必要な情報の共有に努めます
5. 輸送の安全に関する取り組みについて、継続的に見直し、改善に努めます

—局 訓—

私たちの決意

- 一、公共交通としての使命と社会的役割を果たし、市民から信頼される市営バスを目指します。
- 一、安全・安心を最優先に、事故のない市営バスを目指します。
- 一、お客様への感謝の気持をもって、より快適で利用しやすいサービスを提供できる市営バスを目指します。

行動指針

- 一、私たちは、仕事に「夢」と「誇り」を持ち、笑顔とチームワークを大切に市民から愛される職場づくりに取り組めます。
- 一、私たちは、常にプロ意識を持ち、「安全」を第一の使命と考え、交通事故ゼロを目標に取り組めます。
- 一、私たちは、市民の快適な暮らしづくりに貢献するため、常に新しい視点でサービスの向上に取り組めます。

2. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 事業管理者は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、局内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、職員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan・Do・Check・Action）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

3. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施します。

4. 輸送の安全に関する計画

- (1) 安全運行の徹底

事故惹起者への個別指導内容を強化するとともに、専門研修受講と添乗指導、自己啓発のPDCAサイクルによる運転業務の目標管理を充実、徹底することで事故発生件数の縮小、有責事故発生ゼロを目指します。

- ・ 運行管理体制の強化
- ・ 運転士の安全運転技術の向上
- ・ 健康管理の徹底
- ・ 広報・啓発（事故防止に関する各種ポスターの掲示等広報啓発）

- (2) 車両の更新

定期バス・貸切バスとも老朽車両の更新を実施します。

- (3) PDCAサイクルによる安全運行の徹底

- ・ 安全運行目標の設定（Plan）
- ・ 自己啓発による運転技術向上（Do）
- ・ 運転技術研修受講（Check）
- ・ 自己啓発・指導によるスキルアップ（Action）

- (4) 階層別研修及び資格取得促進

- ・ 国土交通省等の主催する研修や、島根県自治研修所主催研修の受講により、人材育成を進めます。
- ・ 運行管理者や危険物取扱に関する資格取得を進めます。

- (5) 輸送の安全に関する教育・研修の実施

- ・ 各種研修会を計画的に開催し、事故防止に対する安全意識の向上を徹底します。

上記に加え、警察や消防等と連携したバスジャックや自然災害等の異常時の対応について、実践的な訓練研修やカスタマーハラスメントへの対応に関する研修の実施を検討します。

5. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

【2024年度目標に対する結果】

(1) 人身事故	⇒ 0件	・・・未達成	1件
(2) 有責事故（自責100％）	⇒ 6件以内	・・・未達成	7件
(3) 車内事故（有責）	⇒ 0件以内	・・・達成	0件
(4) 健康起因による事故	⇒ 0件	・・・達成	0件

【2025年度の目標】

(1) 人身事故	⇒ 0件
(2) 有責事故（自責100％）	⇒ 6件以内
(3) 車内事故（有責）	⇒ 0件
(4) 健康起因による事故	⇒ 0件

6. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故（2024 年度）

(1) 人身事故	0件
(2) 車両故障	8件
(3) 運転者の疾病	0件

7. 安全管理規程

別添 1

8. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

【2024年度実績】

1. 乗務員

・運転技術研修	（乗務員対象 ㈱平田自動車教習所にて50名受講）
・集合研修	（乗務員対象 交通局内での机上研修）
・運転適性診断受診	（乗務員対象 一般、適齢、初任者 計30名受講）
・省エネルギー研修（滋賀）	（専門機関による研修1名受講）

2. 運行管理者等

・運行管理者講習	（一般講習9名受講）
・運輸安全マネジメントセミナー	（専門機関による研修3名受講）
・運輸防災マネジメントセミナー	（専門機関による研修3名受講）
・自動車安全セミナー	（2名受講）
・運行管理者研修（滋賀）	（専門機関で1名受講）

3. 車両（設備）

・車両更新	定期車両 3台（大型路線バス1台・中型路線バス2台）
-------	----------------------------

【2025度実施予定】

1. 乗務員

- ・運転技術講習 (乗務員を対象とした外部講習)
- ・集合研修 (乗務員を対象とした机上教育)
- ・安全意識育成研修 (乗務員を対象とした外部講師による研修)
- ・省エネ研修 (専門機関で2名受講)
- ・運行管理者基礎講習 (専門機関で2名受講)

2. 運行管理者

- ・運行管理者講習 (一般講習9名受講)
- ・運行管理者研修 (専門機関で1名受講)
- ・運輸安全マネジメント講習 (専門機関で1名受講)
- ・運輸防災マネジメント講習 (専門機関で1名受講)
- ・運輸安全セミナー (2名受講)

3. 車両（設備）

- ・車両更新 定期車両4台・貸切車両2台

9. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別添 2

10. 輸送の安全に係る教育及び研修の実施状況

【2024年度実績】

乗務員教育

- 4月 春の全国交通安全運動 (安全運動実施項目・安全教育Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)
- 5月 運転技術研修 (自動車教習所)
- 6月 車内事故防止キャンペーン (安全教育Ⅳ・Ⅴ)
運転技術研修 (自動車教習所)
- 7月 緊急時対応研修 (緊急時の対応・安全教育XI)
- 8月 ブリーフィング研修 (危険予知トレーニング)
- 9月 秋の全国交通安全運動 (安全教育Ⅵ・Ⅶ)
- 10月 貸切乗務員研修 (普通救命講習Ⅰ)
- 11月 チェーン掛け講習 (チェーン装着実技訓練)
- 12月 年末年始の安全総点検 (安全教育Ⅷ・Ⅸ・Ⅹ)
- 1月 貸切乗務員研修 (ドラレコ研修)
- 3月 安全意識育成研修 (NASVA講師)
春の全国交通安全運動 (安全運動実施項目・安全教育Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)

【2025年度実施予定】

乗務員教育

- 4月 春の全国交通安全運動 (安全教育Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)
- 5月 運転技術研修 (自動車教習所)
緊急時対応研修 (緊急時の対応・安全教育XI)

6月	運転技術研修	(自動車教習所)
	車内事故防止キャンペーン	(安全教育 IV・V)
7月	運転技術研修	(自動車教習所)
	緊急時対応研修	(テロ等対応訓練)
8月	ブリーフィング研修	(危険予知トレーニング)
9月	秋の全国交通安全運動	(安全教育 VI・VII)
10月	貸切乗務員研修	(救命講習)
11月	接遇研修	(外部講師)
	チェーン掛け講習	(新人乗務員等対象)
12月	年末年始の安全総点検	(安全教育 VIII・IX・X)
1月	貸切乗務員研修	(ドラレコによる指導)
2月	健康管理及び事故防止	(労働安全衛生委員会主催)
3月	安全意識育成研修	(外部講師)
	春の全国交通安全運動	(安全教育 I・II・III)

1 1. 2024 年度輸送の安全に関する内部監査結果

(1) 内部監査実施月日 令和7年6月11日

(2) 監査結果

- ・人員不足も解消し、添乗指導、相互添乗をおこなう環境が整ってきた。今後は計画的に実施し乗務員のレベルアップにつなげていきたい。
- ・昨年同様、指導員の教育について難しさを感じているとのことだが、外部機関に依頼することで有効なものや同業他社の取組を参考に具体的かつ主体的に今後一層の向上を期待する。
- ・有責事故（過失割合100%）の件数は、前年度と比べ減少しており、貸切については有責事故0件であった。一定の評価はできるものの、事故の原因については確認不足、漫然運転など不注意に起因するものも多く、今後の課題として取り組んで頂きたい。

(3) 監査結果に基づく措置

- ・令和6年度は、運転士の確保も徐々にできており、今まで運転士不足で実施が難しかった相互添乗など、一部実施ができた。今後も計画的かつ継続的に実施していく。
- ・指導員の教育については、外部機関への研修参加や、他事業者の視察等を行い、良いものを積極に取り入れ、人材を育成していく。
- ・本局で発生した事故事例や、他事業者で発生した事故事例（他山の石）を共有し、終業点呼を受けるまで気を抜かないよう取り組んでいく。
- ・相互添乗など、他の運転士が運転するバスに乗ってみて得られる気づき（運転技術、接客技術等）を自分の乗務に生かし、運転、接客技術向上に取り組んでいく。

1 2. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者

安全運行課長 松本 健

13. 一般貸切旅客自動車運送事業の内容について（2025年3月31日現在）

（1）運転者に係る情報

運転者/正規	42人
運転者/正規雇用以外	9人
健康保険加入者数	51人
厚生年金加入者数	51人
労災保険加入者数	51人
雇用保険加入者数	4人
運転者/平均勤続年数	15.1年

（2）運行管理者に係る情報

運行管理者の人数	9人
運行管理補助者の人数	11人
他業務と兼務する運行管理者の人数	6人
他業務と兼務する運行管理補助者の人数	11人

（3）整備管理者に係る情報

整備管理者の人数	1人
整備管理補助者の人数	9人
他業務と兼務する整備管理者の人数	0人
他業務と兼務する整備管理補助者の人数	9人

（4）事業用車両に係る情報

大型車両	11台
中型車両	1台
最古の登録年	2002年
最新の登録年	2019年
平均車齢	11年
ドライブレコーダー搭載車両台数	12台
デジタコ搭載車両台数	12台
ASV 搭載車両台数	11台
主な運行の態様	一般貸切・送迎等
任意保険/対人保険	無制限
任意保険/対物保険	無制限

(5)貸切運転者の教育・指導に関する情報

ア) 指導者の選任

旅客自動車運転経験 10 年以上で運行管理者または指導員に選任している者 9 人

イ) 教育実施日程及びルート

- 1 日目 出雲市及び市内送迎バス運行ルート
- 2 日目 市内送迎バス運行ルート
- 3 日目 奥出雲 市内送迎バス運行ルート
- 4 日目 庄原市 三瓶山 日御碕
- 5 日目 美保関 大山 南部町 北栄町
- 6 日目 市内送迎バス運行ルート（夜間運行）
- 7 日目 市内送迎バス運行ルート（みきわめ）

※運転技量及び、貸切乗務内容により実施ルート及び日数は変更

ウ) 教育実施時期

新たに貸切乗務員として選任する前

エ) 教育に使用する車種区分

大型旅客自動車

オ) 指導内容

机上教育・・・15 時間以上

実技教育・・・運転時間 20 時間以上

実技指導については、実際に運行する可能性のある経路（自動車道、坂道、隘路、市街地）において、運転する車種区分の車両を運転させ、安全な運転方法について指導者が添乗により指導

カ) 指導経験の状況

令和 7 年 3 月 31 日現在

1 年～3 年	5 名
3 年～5 年	2 名
5 年～10 年	1 名
10 年以上	1 名



松江市交通局 安全管理規程

目 次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)
第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性
の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、松江市交通局(以下「局」という。)の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 松江市交通事業管理者(以下「事業管理者」という。)は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹である
ことを深く認識し、局内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安
全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、職員に対し輸送の安全の確保が
最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対
策を不断に見直すことにより、全職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性
の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項
を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(事業管理者の責務)

第7条 事業管理者は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 事業管理者は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 事業管理者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 事業管理者は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(組織体制)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に局に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 職員のうち、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全職員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、職員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、事業管理者

に報告すること。

- (6) 事業管理者等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、職員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 事業管理者と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に局内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、事業管理者又は局内の必要な部局に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、局内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「報告規則」という。)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、事業管理者に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

- 第 16 条 事業管理者は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

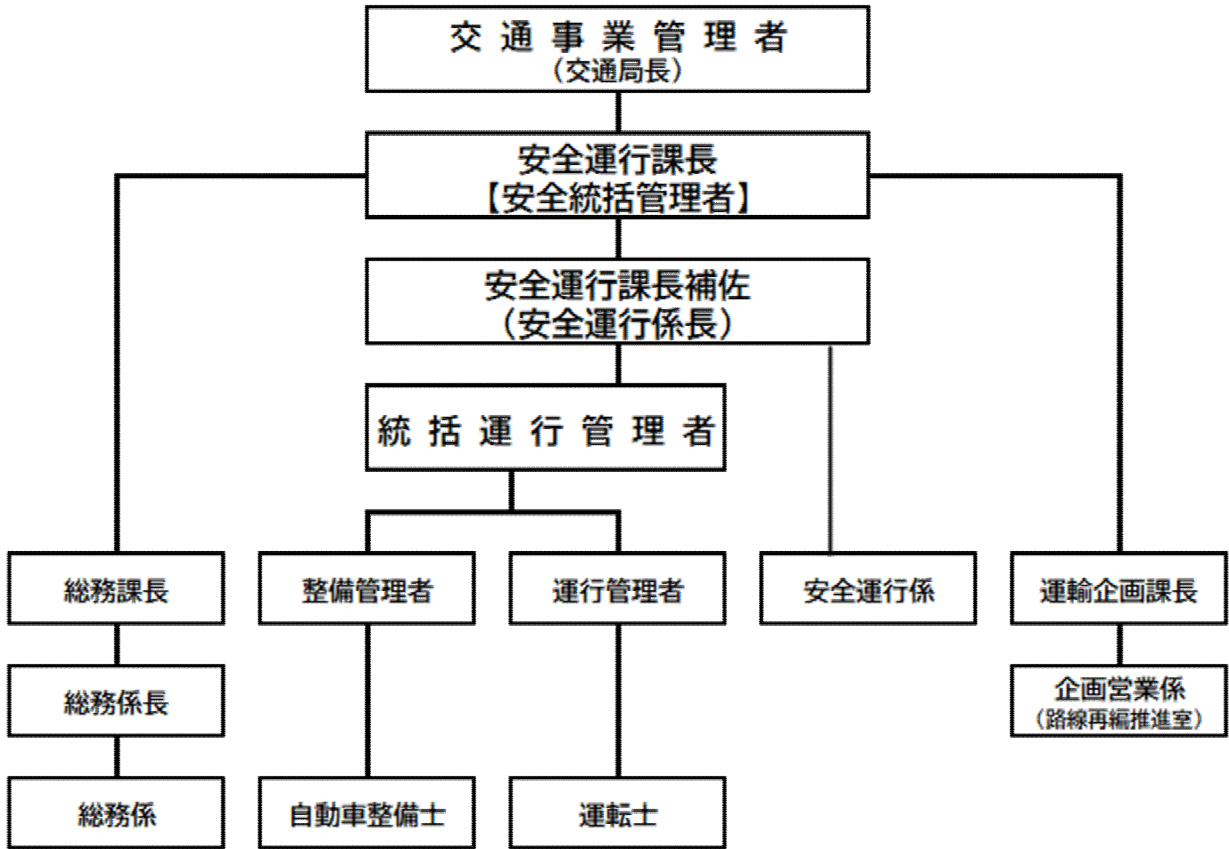
（情報の公開）

- 第 17 条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後 100 日以内に外部に対し公表する。
- 2 事故発生時における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

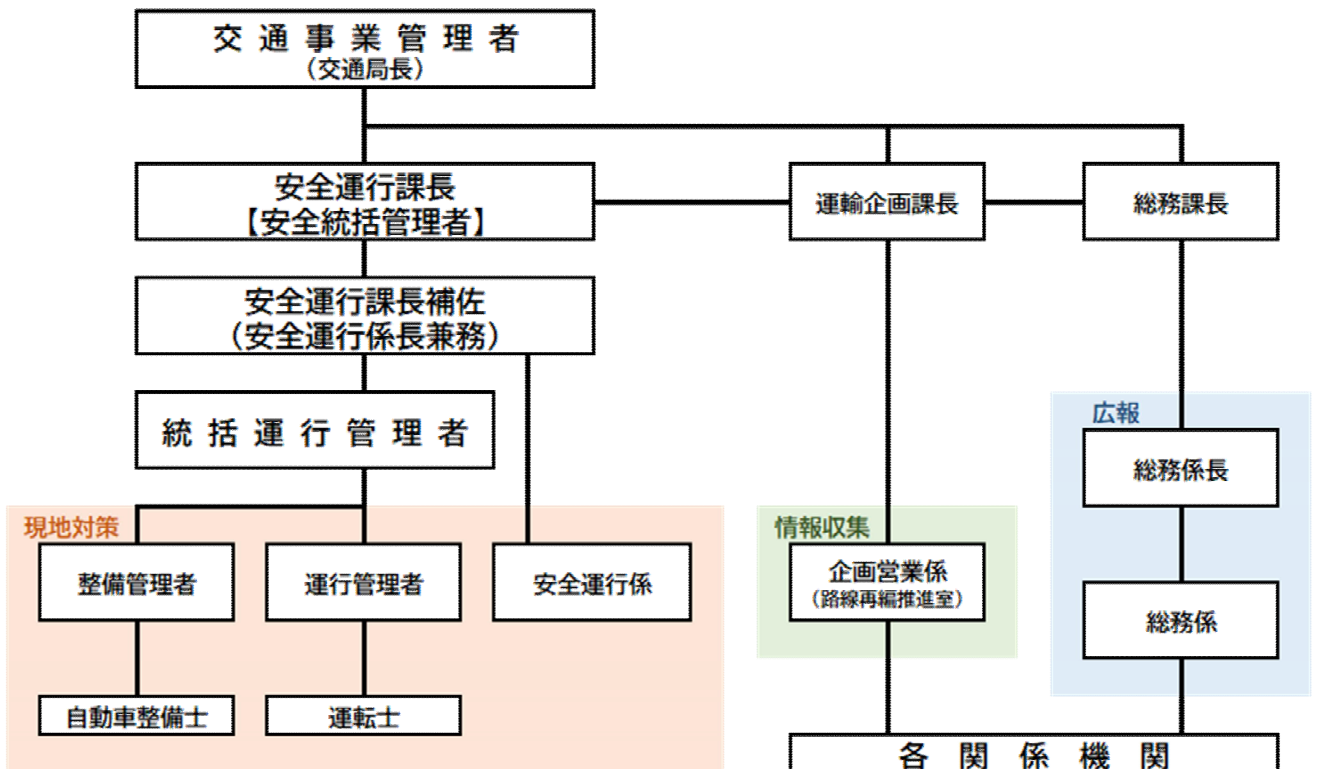
（輸送の安全に関する記録の管理等）

- 第 18 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、事業管理者に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
 - 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録については適切に管理する。

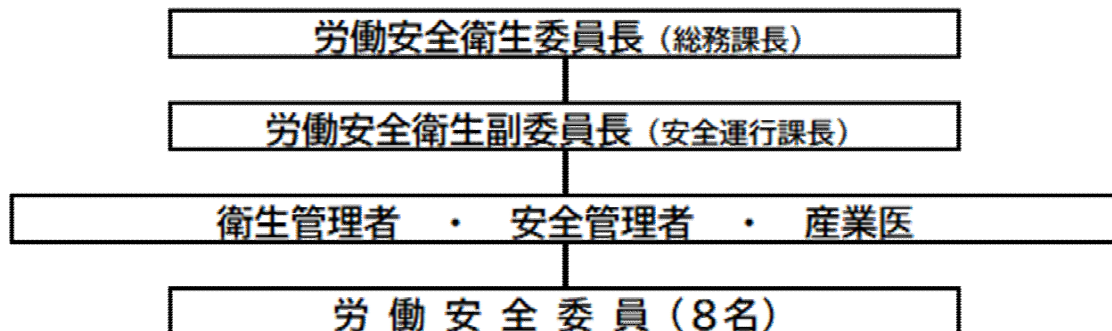
■安全輸送に関する組織図



■災害時に関する報告体制

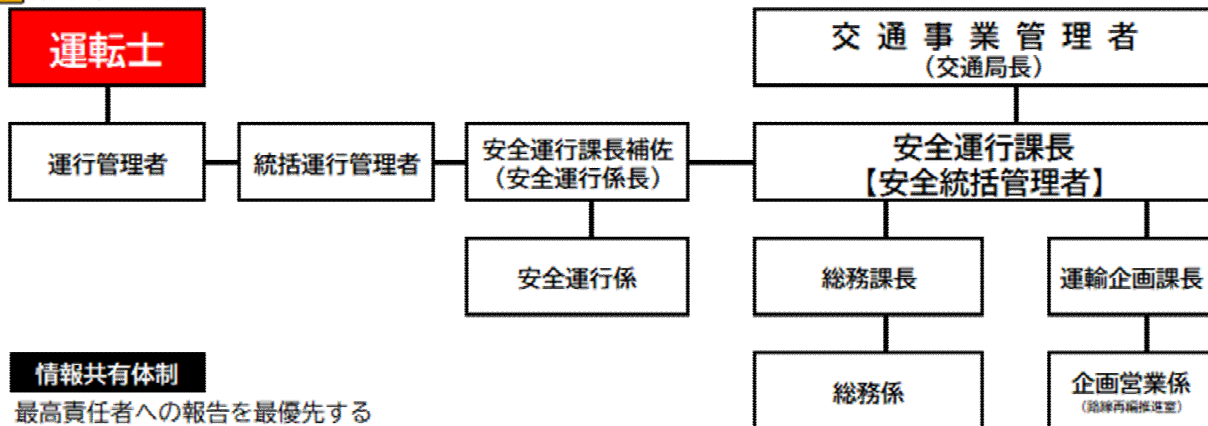


■労働安全衛生委員会組織図

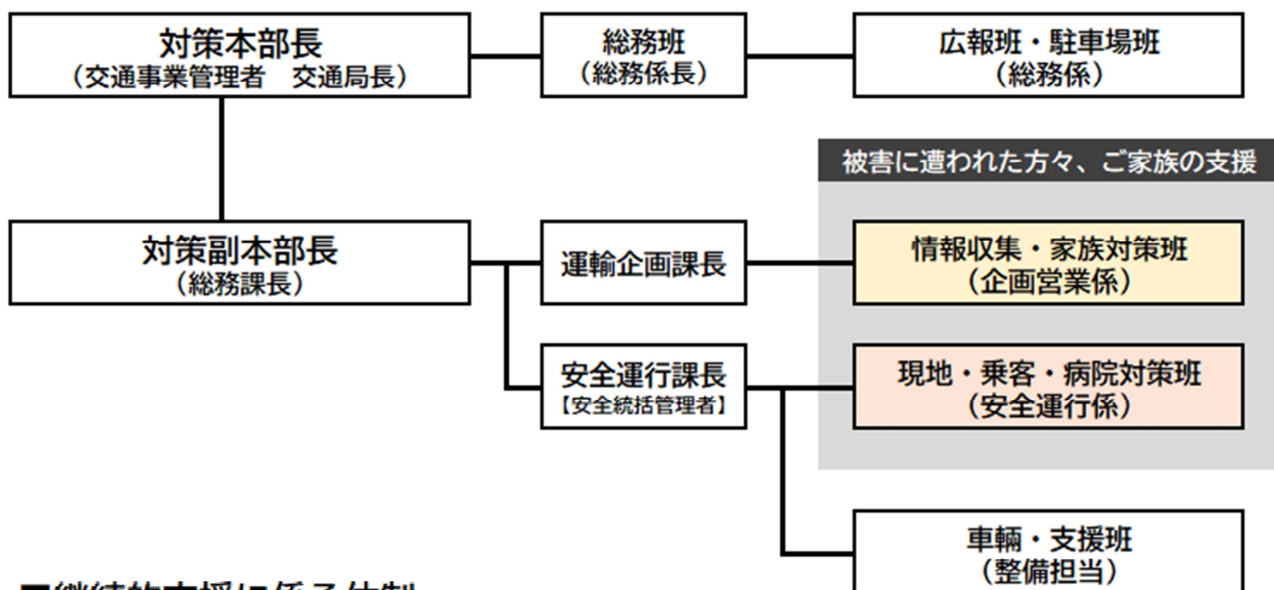


■重大事故・バスジャック・テロ等発生時緊急連絡網

⚠ 緊急事態発生



■対策本部組織図 (松江市交通局 被害者等支援計画における支援体制と同一)



■継続的支援に係る体制

